

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年11月27日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|------------------|----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年11月27日(月) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | 委 | 員 | 平 澤 奈 古 |
| | | 委 | 員 | 石 田 有 世 |
| | | 委 | 員 | 野 上 武 利 |
| | | 委 | 員 | 武 田 ちあき |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | |
| | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | 管理部長 | 矢 部 武 | |
| | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | 生涯学習総合センター館長 | 戸 張 豊 一 | |
| | | 管理部参事兼教育総務課長 | 西 林 正 文 | |
| | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡 邊 祐 子 | |
| | | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 野 尻 靖 | |
| | | 生涯学習総合センター参事兼副館長 | 佐 藤 軸 治 | |
| | | 教育財務課長 | 栗 原 章 浩 | |
| | | 学校施設課長 | 中 村 和 哉 | |
| | | 学事課長 | 小 椋 和 彦 | |
| | | 生涯学習振興課長 | 柳 田 正 明 | |
| | | 青少年宇宙科学館長 | 井 出 浩 史 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 野 上 武 利 | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 6名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議に、報告第12号「教職員の人事について」、報告第13号「さいたま市教職員の退職手当について」を追加提出いたします。
本日の議案第132号は個人情報を取り扱う案件、報告第12号、第13号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮り
したいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げました議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、報告第10号、11号、議案第129号
から132号まで、報告第12号、13号の順に審議を行うことと
いたします。
なお、報告第10号から13号までは、緊急に処理する必要がある
と認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、
さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に
より臨時代理いたしましたので御報告します。
- 報告第10号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 細田教育長 それでは、報告第10号につきまして、事務局から説明をお願いし
ます。
- 教職員人事課長 まず、教育長による臨時代理に係る経緯について、御説明させてい
ただきます。さいたま市教職員の給与に関する条例につきましては、
9月の市人事委員会勧告を踏まえ、勤勉手当の規定の改定について、

12月議会に議案を提出するものでございます。給与改定の実施については、従前より、地方公務員の場合、国家公務員の改定の実施を踏まえて行うこととしております。今回、10月に衆議院議員総選挙が行われましたことから、国家公務員の給与法の改正が確認された時点が11月2日であり、議案の当初送付の期限である11月7日までに教育委員会会議を開催する暇がございませんでした。よって、緊急に処理する必要があることから、教育長の臨時代理により、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について市長への申出を決定したものでございます。

次に、改定内容について説明させていただきます。改定内容は2点でございます。

1点目は、勤勉手当の改正を行うものです。勤勉手当につきましては、市人事委員会の勧告に則り、年間支給月数を0.1月分引き上げ、支給改定を行うものでございます。平成29年度につきましては、12月期に支給する勤勉手当の支給月数を、一般教職員がそれまでの0.85月から0.95月、特定管理教育職員が1.05月から1.15月とするものでございます。また、平成30年度以降につきましては、6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給月数について一般教育職員を0.9月、特定管理教育職員を1.1月とするものでございます。こちらの改定につきましては、対象の条文が、さいたま市職員の給与に関する条例の条項を準用しており、人事委員会勧告につきましても、勤勉手当の改定につきましては職員と教職員で同内容の勧告をしているため、その改定に準じるものでございます。

続いて2点目でございますが、勤勉手当の増額改定に伴い、勤勉手当を減額されている55歳を超える教育職員の管理職についてでございますが、勤勉手当支給総額の上限の算出に係る割合を改正するものです。

施行期日でございますが、公布の日から施行して、平成29年12月1日から適用するものです。

大谷委員 県費負担教職員との差異はあるのでしょうか。

教職員人事課長 支給月数について差異はございません。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第11号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 続きまして、報告第11号につきまして、事務局から説明をお願い

します。

教育財務課長

提案理由から説明させていただきます。

今回の補正予算のうち歳入予算は、国指定史跡「真福寺貝塚」の用地取得に関する国庫支出金及び工事により発生する光熱水費の施工業者からの負担金について、歳出予算は、与野本町小学校の複合施設建設に伴い、北校舎及び給食室等の解体工事に着手するための経費及び継続費の設定を行うこと、並びに、国指定史跡「真福寺貝塚」の公有地化に伴い、予定していた未買収地の買上げに要する経費及び繰越明許費の設定を行うこと、また、宇宙劇場管理業務について指定管理期間満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから債務負担行為の設定を行うことについて、市長に申出するものです。

資料の第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上段の歳入につきましては、国庫支出金のうち国庫補助金を2,674万5千円、諸収入のうち雑入を1千円、合計2,674万6千円を増額補正するものでございます。

次に下段の歳出でございますが、小学校費を2,855万5千円、社会教育費を3,343万3千円、合計6,198万8千円を増額補正するものでございます。

次に、第2表「継続費補正」でございますが、与野本町小学校の複合施設建設に向け北校舎及び給食室解体事業を平成29年度、30年度の2か年で実施するため、年割額といたしまして平成29年度2,855万5千円、平成30年度2億5,699万7千円、事業費総額2億8,555万2千円の継続費を新たに追加する補正を行うものです。

続きまして、第3表「繰越明許費補正」でございますが、国指定史跡「真福寺貝塚」内の用地取得に関し、文化財保護事業について、今回増額補正を行う公有財産購入費、補償費を含む総額5,149万9千円について、年度内に支出ができないことが想定されるため、平成30年度に繰り越して事業費の執行ができるよう、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第4表「債務負担行為補正」でございますが、青少年宇宙科学館の所管いたします宇宙劇場管理業務について、平成29年度末で指定管理期間が満了することに伴い、今年度中に平成30年度からの指定管理者と新たな協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。期間は契約を締結する平成29年度を含む34年度まで、限度額は5億3,507万4千円となっております。

続きまして、補正予算の概要について御説明したいと思います。「10款教育費／2項小学校費／4目学校建設費」の小学校校舎増改築事業でございますが、与野本町小学校の複合施設建設に向け北校舎及び給食室解体事業を平成29年度、30年度の2か年で実施するため、事業費総額2億8,555万2千円の継続費を設定し、そのうち平成29年度の年割額にあたる2,855万5千円について増額補正を行うものです。平成29年度の事業費にかかる財源内訳としましては、諸収入の施設光熱水費等負担金が1千円、市債が2,140万円、一般財源が715万4千円となっております。なお、平成30年度の年割額にあたります2億5,699万7千円につきましては、現在編成しております平成30年度当初予算に計上されることとなります。

次に下段の「10款教育費／6項社会教育費／3目文化財保護費」の文化財保護事業でございますが、国指定史跡の「真福寺貝塚」の公有地化に伴い、用地取得等に要する経費について不足が生じたため3,343万3千円の増額補正を行うものです。財源内訳としては国庫支出金が2,674万5千円、市債が5百万円、一般財源が168万8千円となっております。

続きまして、今回増額補正をお願いいたします公有財産購入費、補償費を含めた用地取得に要する経費総額5,149万9千円について、平成30年度に繰り越して事業費の執行ができるよう、繰越明許費を設定するものでございます。

前回の教育委員会会議で説明がありましたとおり、青少年宇宙科学館の所管いたします宇宙劇場管理業務について、今年度末で指定管理期間が満了することに伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要がありますことから、債務負担行為の設定を行うものです。新たな指定管理期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間であり、それに伴う指定管理料の支払いも平成30年度より発生することになりますが、今年度末までに協定締結を行う必要があることから、債務負担行為の期間といたしましては、平成29年度を含む34年度までとなっております。

限度額につきましては、指定管理者に指定する団体より申請時に提示のありました指定管理料額に基づき、5億3,507万4千円としております。説明は以上でございます。

細田教育長

ただ今の説明につきまして、何かございますか。
無ければ、この件は終了といたします。

議案第129号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きますして、議案第129号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学事課長 初めに、この議案の提案理由でございますが、大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区画を新たに画する旨の告示による西区内の町名地番変更に伴い、関連する小・中学校の通学区域の表記の一部が変更となるため、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則上の文言を整備します。具体的には大字指扇、大字高木、大字清河寺の一部が西大宮1～4丁目に変更する改正で、通学区域自体の変更はございません。

新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。小学校につきましては、指扇小学校、指扇北小学校、中学校につきましては指扇中学校の通学区域の表記を改めるものでございます。なお、施行期日は、公布の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

細田教育長 特に何も無ければ、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第129号は原案のとおり可決されました。

議案第130号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きますして、議案第130号につきまして、事務局から説明をお願いします。

生涯学習総合センター副館長 初めに、提案理由でございますが、さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区画を新たに画する旨の告示による西区内の町名地番変更に伴い、さいたま市立指扇公民館の対象区域の表記の一部が変更となるため、さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正するものです。施行期日は、公布の日です。

参考資料を御覧ください。今回の町名変更等は、表の左の大字高木、大字指扇、大字清河寺等の一部が、表の右のとおり西大宮1丁目から西大宮4丁目に変更となるものです。

改正の内容でございますが、別表第1が改正部分でございます。右側が改正前、左側が改正後でございます。今回の町名変更等により、

指扇公民館の対象区域の表記が変更されることに伴い、表の左にありますとおり、「西区西大宮1丁目から西区西大宮4丁目まで」を加え、さらに、文言の一部修正を行うものです。

なお、今回の規則改正は、単に対象区域の表記を改めるものであり、実態として対象区域のエリアが変更となるものではございません。説明は以上でございます。

野上委員

先ほどの議案もそうですが、資料に拡大図があり、宮前町や三橋六丁目に編入される地域があるようですが、この地域の住民には例えば通学する学校が変更になるなどの影響はないのですか。

学事課長

この地域についてはグラウンド等の用地に使われており、お住まいになっている方がおりませんので、影響はございません。

細田教育長

それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第130号は原案のとおり可決されました。

議案第131号 さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして、議案第131号につきまして、事務局から説明をお願いします。

生涯学習振興課長

さいたま市公共施設予約システムとは、インターネットを通じて、公共施設の予約申込みや空き状況の照会ができるシステムでございます。今回の規則改正の内容は、施設の利用にかかる申請書及び許可書の様式の改正でございます。

改正につきましては、同様の様式を使用している市長部局の施設に対して、施設利用者から改善するよう要望があったことを受けて、公共施設予約システムを所管する市民局市民生活部情報システム課情報システム運用管理室が、生涯学習総合センター及び青少年宇宙科学館を含む全ての施設所管課所に確認し、全体の合意を得たことから、市長部局と教育委員会の双方で行うものです。

まず、今回改正する様式のうち、様式第5、6号は公民館の特別利

用、様式第7～10号は青少年宇宙科学館の青少年ホール及び視聴覚ホール並びに宇宙劇場の宇宙劇場ホールの利用に関するものです。

具体的な改正点につきましては、補足資料を基に御説明させていただきます。様式第5号、第7号、第8号は、利用者が施設に提出する申請書です。改正点としては、署名欄が枠になっていたものをアンダーラインとするものです。様式第6号、第9号、第10号は、施設が利用者に発行する利用許可書です。改正点としては、相手方の住所、電話番号を削除するものです。様式第5号、第7号、第8号につきましては、文化振興課の施設利用者から、署名欄が細く書きづらいため枠を広げてほしいという要望があったと聞いております。また、様式第6号、第9号、第10号につきましては、コミュニティ推進課、スポーツ振興課の施設利用者から、個人情報保護のため使用許可書に住所、電話番号を記載しないよう要望があったと聞いております。

なお、施行期日は、平成29年12月1日です。

平澤委員

さいたま市公共施設予約システムは、インターネットを使用して公共施設の予約申込み等ができるシステムという説明がありましたが、利用の予約をまずネットでして、その後書類を出すという認識で良いのでしょうか。

生涯学習振興課
長

システムを使って予約等を行う場合と様式を使って予約等を行う場合があります。システムを使う場合は書類を出す必要はございません。

平澤委員

ネットを使えない方は、今回改正となる様式を使うということでもよろしいでしょうか。

生涯学習振興課
長

そういうわけではなく、様式第5号、6号の公民館の特別利用の様式については、自治会や社会福祉協議会など地域の団体の優先利用をする場合に使用している様式です。様式第7号以降の様式については、宇宙科学館や宇宙劇場のホール等は多数の利用者がいることから、営利目的等で使われないよう確認をするために、紙申請で確認をしながら受け付けるために使用している様式です。

細田教育長

それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第131号は原案のとおり可決さ

れました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第132号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第12号 教職員の人事について

報告第13号 さいたま市教職員の退職手当について

<非公開案件につき内容は省略>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時25分